

家庭系粗大ごみ等ふれあい収集

美作クリーンセンターでは、
美作市在住の対象者に家庭系粗大ごみ等の
収集運搬を行っています。

対 象 者 美作市内にお住まいで、条件に該当する人。

以下の条件で 世帯全員が一つ以上該当すること。

1. 70歳以上の方
2. 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方
3. 介護認定において、要介護1以上の認定を受けている方
4. 1～3の方と同居しており、親子健康手帳の交付を受けている出産前若しくは出産後3か月以内の妊産婦又は18歳未満の方

対 象 物 対象者が排出する粗大ごみ等（1回5品まで）。

以下の場合の対象外となります。

1. 家屋等の出入り口から搬出できないもの
2. 搬出に当たり、解体作業又は取り外し作業を伴うもの
3. 市で処理できないもの
4. 美作市外の粗大ごみ等

手 数 料 1品当たり 220 円（搬出時に支払い ※現金のみ）

以下の場合には追加手続き及び料金が必要となります。

1. 家電リサイクル法で定める家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）については、別途リサイクル券を事前に取得すること。
2. 1の対象家電は1台につき、3,300円の料金が必要です。

収集方法

- ・申請後にクリーンセンターより収集日の連絡がありますので、申請者か、代理人等の立ち合いの基で粗大ごみ等の収集を行います。
- ・粗大ごみ等の収集時に手数料の支払いをしてください。

申込みについて

環境対策課・各総合支所 で受付

申請書に記入・押印し、必要書類を添えて提出して下さい

《必要書類》 申請書提出時に、各種手帳等資格要件のわかるものを持参してください。

該当要件①保険証、パスポート等 ②身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳 ③介護保険被保険者証 ④親子健康手帳、保険証、パスポート等

注意点

- ① 屋内から軒下まで搬出しておいってください。
家屋内から搬出できないものは回収できません。
- ② 収集日は、申請後クリーンセンターから連絡がありますので、直接協議してください。
- ③ 1回のお申込みで収集できる個数は5品までです。
- ④ お申込みいただいた品目以外は収集できません。
- ⑤ 収集に当たっては申込者または代理人の立ち合いが必要です。収集時に料金の支払いが必要です。

収集対象外品目

具体例として以下を収集対象外品目とする。

- ① 農機具類(トラクター、耕運機など)
- ② 車両関係部品 (バイク部品も含む)
- ③ 危険物
- ④ 家庭ごみ (指定袋に入るもの) 指定袋に入るごみは各ステーションに出してください。
- ⑤ 事業所から出たごみ
- ⑥ 産業廃棄物

- お問い合わせ先 -

美作市役所 市民生活部 環境対策課

美作クリーンセンター

電話 0868-77-7030 FAX 0868-77-7050